

第 12 回法整備支援連絡会資料

第 1 プログラム

第 2 参加者名簿（大阪会場・東京会場）

第 3 講演資料

第 4 活動報告資料

第 5 パネルディスカッション資料

第 6 その他資料

1 法整備支援活動年表

2 国際協力部パンフレット「法整備支援」

3 財団法人国際民商事法センターパンフレット

第12回

法整備支援連絡会

日本の法制度整備支援をどう検証・評価するか

日時 2011年1月21日（金） 10:30～17:30

場所 大阪中之島合同庁舎 2階 国際会議室



共催：法務省法務総合研究所、独立行政法人国際協力機構（JICA）

後援：最高裁判所、日本弁護士連合会

独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）アジア経済研究所

財団法人国際民商事法センター（ICCLC）

お問合せ先

法務省法務総合研究所国際協力部

International Cooperation Department, RTI, MOJ

〒553-0003

大阪市福島区福島1丁目1番60号 大阪中之島合同庁舎

TEL：06-4796-2153

e-mail：icdmoj@moj.go.jp

http://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html

プログラム

午 前 の 部	10:30～	<p>■ 開会挨拶 法務総合研究所長 清水 治 国際協力機構（JICA）公共政策部長 中川寛章（東京会場）</p>
		<p>■ 特別講演 ベトナム最高人民裁判所副長官 トゥ・バン・ニュ氏 「日本の支援を受けてベトナムが公布した民事訴訟法の直面している問題に関する評価」</p>
	12:10～	【 休 憩 】
午 後 の 部	13:10～	<p>■ 基調講演 名古屋大学名誉教授 森嶋昭夫 氏 「法整備支援の評価と今後の課題」</p>
	14:10～	【 休 憩 】
	14:20～	<p>■ 活動報告 一橋大学大学院教授 日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長 矢吹公敏 氏 公正取引委員会官房国際課企画官 中里 浩 氏 特許庁国際課地域政策室課長補佐 山崎 亨 氏（東京会場） 法務総合研究所国際協力部教官 松原禎夫</p>
	15:40～	【 休 憩 】
	15:55～	<p>■ パネルディスカッション 「法制度整備支援活動の評価～新しい評価指標の可能性と課題」</p> <p>コーディネータ：法務総合研究所国際協力部教官 森永太郎</p> <p>パネリスト：国際協力機構（JICA）公共政策部次長 森 千也 名古屋大学法学研究科教授 名古屋大学法政国際教育協力研究センター長 市橋克哉 氏 慶應義塾大学法科大学院教授 松尾 弘 氏 神戸大学大学院国際協力研究科教授 金子由芳 氏</p>
	17:15～	<p>■ 総括 財団法人国際民商事法センター（ICCLC）理事長 原田明夫 氏</p>
	17:25～	<p>■ 閉会の辞 法務省大臣官房審議官 中川清明</p>

18:00～19:30 財団法人国際民商事法センター（ICCLC）主催懇談会（24階なごみ）

※当初御案内していた内容から若干変更しています。

注：特別講演の講演者は、都合により、ベトナム最高人民裁判所ハノイ控訴審裁判所副所長のヴァー・テー・ドアン氏に変更しています。

講演者紹介

トゥ・バン・ニュ（Tu Van Nhu） ベトナム最高人民裁判所副長官

1951年生まれ。
タシケント大学学士号、博士号取得。
最高人民裁判所刑事裁判所長、ハイフォン市人民裁判所長、最高人民裁判所控訴裁判所長等を経て、2006年10月から現職、同裁判所裁判官評議会メンバー。
麻薬防止令、警察令、民事訴訟法、民事判決執行法等の起草委員会メンバー、中央法律扶助委員会メンバー。



森嶋昭夫（もりしま・あきお） 名古屋大学名誉教授
特定非営利活動法人日本気候政策センター理事長

1934(昭和9)年生まれ。
東京大学法学部卒業、ハーバード・ロースクール大学院修了。名古屋大学法学部教授、上智大学法学部教授、ハーバード・ロースクール客員教授、カナダ・ブリティッシュ・コロンビア大学法学部客員教授、オランダライデン大学日本研究所客員教授等を歴任。
1993(平成5)年、文化交流プロジェクトで訪越し、日本民法を紹介したのを皮切りに、ベトナム、モンゴル、カンボジアの法整備支援に携わる。日本の法整備支援の草分け的存在。



パネリスト紹介

市橋克哉（いちはし・かつや）

名古屋大学法学研究科教授、名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)長
専門分野：行政法

ウズベキスタンにおけるJICA法整備支援（行政手続法）に携わる。現在、カンボジア、ラオス、モンゴル、ウズベキスタン、ベトナムを中心に法制度整備支援に関する研究や協力等を行う研究機関CALEのセンター長として活躍。

主な著作：「行政法整備支援の『メタ理論』と比較行政法への示唆」（法律時報82巻12号106-111頁） など

松尾弘（まつお・ひろし）

慶應義塾大学法科大学院教授
専門分野：民法、開発法学

継受法と固有法の混交の観点から、法形成と制度変化の過程、統治と法の一般理論を研究。JICAのネパール民法改正支援アドバイザーグループ委員、ラオス法曹人材育成強化プロジェクトラオス民法アドバイザーグループ委員等法整備支援活動に携わる。

主な著作：「不動産譲渡法の形成過程における固有法と継受法の混交」（横浜国際経済法学第3巻1号～第4巻1号）、「良い統治と法の支配—開発法学の挑戦」日本評論社 など

金子由芳（かねこ・ゆか）

神戸大学大学院国際協力研究科教授
専門分野：アジア法、法と開発

民商事分野を中心にアジア地域の法制と自律的發展を研究。

主な著作：「アジアの法整備と法発展」大学教育出版、「アジア危機と金融法制改革」信山社、「法整備支援論—制度構築の国際協力入門」香川孝三・金子由芳編 ミネルヴァ書房 など

森千也（もり・せんや）

国際協力機構（JICA）公共政策部次長兼ガバナンスグループ長

1983年4月、国際協力事業団（当時）に入団。ラオス事務所勤務の際に法整備支援プロジェクトと出会う。2009年6月、現在のポストに就き、法整備支援を担当することとなる。



第12回法整備支援連絡会出席者名簿(大阪会場)

	所属	役職等	氏名(順不同)
1	ベトナム最高人民裁判所	副長官	トウ・バン・ニユ
2	名古屋大学	名誉教授	森 鳶 昭 夫
3	名古屋大学法政国際教育協力研究センター	センター長	市 橋 克 哉
4	慶應義塾大学法科大学院	教授	松 尾 弘
5	神戸大学大学院国際協力研究科	教授	金 子 由 芳
6	国際協力機構公共政策部	次長	森 千 也
7	岐阜地方裁判所多治見支部	支部長判事	榊 原 信 次
8	鹿児島地方裁判所川内支部	判事	國 分 隆 文
9	さいたま地方裁判所	判事補	多 々 良 周 作
10	日本弁護士連合会	弁護士・国際交流委員会委員	井 関 正 裕
11	大阪弁護士会国際委員会	委員	小 原 望
12	大阪弁護士会, 大阪大学法科大学院	弁護士, 特任教授	出 水 順
13	日本弁護士連合会	弁護士・国際交流委員会副委員長	村 上 幸 隆
14	日本弁護士連合会	弁護士・国際交流委員会副委員長	矢 吹 公 敏
15	大阪弁護士会国際委員会	委員長	小 林 和 弘
16	大阪弁護士会	弁護士	池 田 崇 志
17	愛知県弁護士会	弁護士	田 邊 正 紀
18	大阪弁護士会	弁護士	川 本 哲
19	公正取引委員会官房国際課	企画官	中 里 浩
20	大阪入国管理局	渉外調整官	伊 藤 純 史
21	学習院大学法学部	教授	草 野 芳 郎
22	新潟大学法学部	准教授	田 巻 帝 子
23	名古屋大学法学部・大学院法学研究科	学部長, 研究科長	鮎 京 正 訓
24	名古屋大学大学院法学研究科	准教授	大 屋 雄 裕
25	名古屋大学大学院法学研究科	特任講師	中 村 真 咲
26	名古屋大学法政国際教育協力研究センター	准教授	コ ン ・ テ ィ リ
27	名城大学法学部	助教	長 谷 川 乃 理
28	京都大学大学院法学研究科	博士後期課程	李 惠 珍
29	同志社大学法学部・大学院法学研究科	教授	川 嶋 四 郎
30	大阪女学院大学国際・英語学部	教授	香 川 孝 三
31	帝塚山大学法学部	准教授	山 岡 真 治
32	甲南大学法科大学院	院長, 教授	渡 辺 顛 修
33	甲南大学法科大学院	准教授	早 瀬 勝 明
34	神戸大学大学院国際協力研究科	教授	四 本 健 二
35	神戸大学大学院国際協力研究科	准教授	斉 藤 善 久
36	神戸大学大学院国際協力研究科	博士課程	坂 野 一 生
37	神戸大学大学院国際協力研究科	修士課程	苗 手 麻 由 子
38	神戸大学大学院国際協力研究科	修士課程	寺 嶋 敏
39	神戸大学大学院国際協力研究科	修士課程	青 山 彩 音
40	神戸大学大学院国際協力研究科	修士課程	大 西 陽 子
41	神戸大学大学院国際協力研究科	修士課程	草 野 健 三
42	神戸大学大学院国際協力研究科	修士課程	小 島 彩 華
43	神戸大学大学院国際協力研究科	修士課程	斉 藤 千 尋
44	神戸大学大学院国際協力研究科	修士課程	角 村 真 美

第12回法整備支援連絡会出席者名簿(大阪会場)

	所属	役職等	氏名(順不同)
45	神戸大学大学院国際協力研究科	修士課程	矢野大樹
46	海上保安大学校	准教授	河村有教
47	財団法人国際民商事法センター	理事長	原田明夫
48	財団法人国際民商事法センター	事務局長	小林清則
49	財団法人国際民商事法センター	事務局次長	吉武雄二郎
50	財団法人国際民商事法センター	大阪協力員	加藤武
51	日本ローエイシア友好協会	顧問	小野昌延
52	日本司法書士会 国際交流室	室員	吉田聡
53	大阪府教育委員会	府立支援学校行政系職員	杉本博一
54	今関貞夫税理士事務所	所長・税理士	今関貞夫
55	今関貞夫税理士事務所	補助者	田口貴子
56		通訳	チャン・ティ・ヒエン
57	最高人民裁判所ハノイ控訴審裁判所	副所長	ヴー・テー・ドアン
58	最高人民裁判所中央軍事裁判所	裁判官	グエン・マイ・ボ
59	最高人民裁判所経済裁判所	裁判官	グエン・ヴァン・ティエン
60	最高人民裁判所裁判理論研究所	民事, 経済, 商事課長	ブイ・ティ・ズン・フエン
61	最高人民裁判所裁判理論研究所	審査官	レ・テー・フック
62	最高人民裁判所国際協力部	書記	ヴー・ティ・ハン
63	財団法人日本国際協力センター	研修監理員	大貫 錦
64	財団法人日本国際協力センター	研修監理員	綱川秋子
65	国際協力機構公共政策部ガバナンスグループ法・司法課	課長	鳥居香代
66	国際協力機構公共政策部ガバナンスグループ法・司法課	主任調査役	小林 誉 明
67	国際協力機構公共政策部ガバナンスグループ法・司法課		川合優子
68	国際協力機構	国際協力専門員, 弁護士	佐藤直史
69	国際協力機構	ベトナム長期専門家	西村 修
70	法務省大臣官房	審議官	中川清明
71	法務省大臣官房秘書国際室	国際協力係員	山下菜美子
72	国連アジア極東犯罪防止研修所	首席国際研修専門官	飯田昌弘
73	国連アジア極東犯罪防止研修所	統括国際研修専門官	小林宏治
74	国連アジア極東犯罪防止研修所	国際研修専門官	笹部真矩子
75	法務総合研究所	所長	清水治
76	法務総合研究所総務課	課長	加畑和宏
77	法務総合研究所総務課	庶務係長	山田 純
78	法務総合研究所国際協力部	部長	山下輝年
79	法務総合研究所国際協力部	教官	森永太郎
80	法務総合研究所国際協力部	教官	松原禎夫
81	法務総合研究所国際協力部	教官	江藤美紀音
82	法務総合研究所国際協力部	教官	上坂和央
83	法務総合研究所国際協力部	教官	伊藤浩之
84	法務総合研究所国際協力部	教官	國井弘樹
85	法務総合研究所国際協力部	教官	松川充康
86	法務総合研究所国際協力部	教官	朝山直木
87	法務総合研究所国際協力事務部門	統括国際協力専門官	田中 充
88	法務総合研究所国際協力事務部門	統括国際協力専門官	権瓶由佳里

第12回法整備支援連絡会出席者名簿(東京会場)

	所属	役職等	氏名(順不同)
1	最高裁判所事務総局秘書課	課付	大 川 隆 男
2	最高裁判所事務総局秘書課	専門職	石 塚 敬 一
3	東京駿河台法律事務所	弁護士	上 柳 敏 郎
4	弁護士法人大江橋法律事務所	弁護士	内 藤 加 代 子
5	日本カンボジア法律家の会	弁護士	櫻 木 和 代
6	西村あさひ法律事務所	弁護士	鈴 木 多 恵 子
7	外務省国際協力局国別開発協力第一課	外務事務官	阿 部 泰 幸
8	財務省国際局国際機構課	財務事務官	角 登 麻 子
9	公正取引委員会	委員	浜 田 道 代
10	公正取引委員会事務総局官房国際課		片 野 寛
11	特許庁国際課地域政策室	課長補佐	山 崎 亨
12	文化庁長官官房国際課	海賊版対策専門官	井 村 隆
13	千葉大学大学院専門法務研究科	教授	栗 田 誠
14	東京大学大学院総合文化研究科	教授	佐 藤 安 信
15	國學院大學法学部	講師	大 江 毅
16	新潟大学実務法學研究科	教授	松 本 英 実
17	The George Washington University	Ph.D.Candidate	市 原 麻 衣 子
18	財団法人日本国際協力センター	理事長	松 岡 和 久
19	財団法人国際民商事法センター法整備支援事務局		岩 間 伸 樹
20	世界銀行	駐日特別代表	谷 口 和 繁
21	日本司法書士会国際交流室	室員	吉 田 聡
22	日本弁護士連合会		石 田 有 賀 里
23	ベトナム商工会議所 日本代表事務所	事務局長	児 島 あ き
24	国際協力機構公共政策部	部長	中 川 寛 章
25	国際協力機構	客員専門員, 弁護士	原 若 葉
26	国際協力機構東京国際センター公共政策課	課長	辻 野 博 司
27	国際協力機構東京国際センター		高 橋 静
28	法務省	特別顧問	竹 下 守 夫
29	法務省大臣官房秘書課	課長	小 川 秀 樹
30	法務省大臣官房秘書課	官房参事官	柿 崎 伸 二
31	法務省大臣官房秘書課国際室	室長	青 野 友 美
32	法務省大臣官房秘書課国際室	法務専門官	新 海 浩 之
33	法務省大臣官房秘書課国際室	法務専門官	菱 田 泰 弘
34	法務省大臣官房秘書課国際室	国際協力係長	北 田 祐 一
35	法務省大臣官房秘書課国際室	国際協力係員	田 村 圭
36	法務省民事局	局付	齊 藤 恒 久
37	法務省民事局	民事法制管理官	萩 本 修
38	法務総合研究所	総務企画部付	河 原 克 巳

日本の支援を受けてベトナムが公布した 民事訴訟法の直面している問題に関する評価について

ベトナム最高人民裁判所副長官トゥ・バン・ニュ

1. 日本国際協力機構（JICA）による民事訴訟法作成技術面における支援についての全般的な評価

2. ベトナムの訴訟の実践における民事訴訟法施行の影響についての評価
 - － 民事訴訟法に関する課題について

 - － 民事訴訟法における課題の原因について

3. 民事訴訟法の修正・補充の方向性と考え方

4. 民事訴訟法のいくつかの条項を修正・補充する法律の主な内容

法整備支援の評価と今後の課題

名古屋大学名誉教授 森島昭夫

今回は、検討の対象を国際協力機構（JICA）による法整備支援事業に限定することにする。

1. 法整備支援の目的(上位目標)

- 途上国の良い統治、法の支配の確立。途上国の市場経済への移行促進。
- わが国の国際的プレゼンスの向上。わが国の海外投資環境の整備。
- 国際社会の安定。自由・民主主義等普遍的価値の国際社会による共有。

(「法制度整備支援に関する基本方針」外務省（平成 21 年 4 月）参照)

⇒ 「法制度整備支援に関する基本方針」抜粋

世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来に渡り、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって、政府開発援助（ODA）大綱、ODA 中期政策等に基づき、(1) 自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、(2) 持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、(3) 我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった観点から、基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。また、技術協力を主としていることから、我が国の顔の見える援助の一翼を担うことが期待される。

[課題]

- どのような法や法制度を整備するのか。良い統治とは何か、法の支配とは何か、それぞれの国の社会の現状にかかわらず共有すべき普遍的な価値観はあるのか。1960 年代後半から 70 年代にかけて米国が失敗した「法と開発活動（LDM）」の二の舞にならないか。それぞれの国の国家体制や国家の発展段階の違いを無視して、一定の国家体制下の法制度を移植することに「妥当性」があり「インパクト」を生むか。
- 支援とは何か。途上国の要請に基づき、途上国の自助努力を支援するときに、途上国の法制度整備のどこまでを支援するのか。「有効性」「持続性」の視点から、それぞれの国家の法制度整備のどのような側面をわが国がどのように支援することに「妥当性」があるのかについて戦略的に検討すべきである。「基本方針」に言う、基本法および経済法の分野の支援とは何を意味するのか。人材育成に対する支援について、どのレベルでどこまで実施するのか。

2. 法整備支援の方法と内容(プロジェクト目標)

JICA の法整備支援はプロジェクト方式による「技術支援」の枠組で実施している。

法整備支援事業の内容

- ルールの整備支援（法律の起草支援、立法化促進支援）
- 法運用組織の機能強化支援（組織の機能強化、実務改善）
- リーガル・エンパワーメント支援（法の普及、法律扶助制度構築支援、人々の法・司法

制度アクセスの改善)

- 人材育成支援（法曹、法務・司法関係機関職員等の教育や研修）

（「法制度整備支援に関する基本方針」外務省（平成 21 年 4 月）参照）

⇒ 「法制度整備支援に関する基本方針」抜粋

我が国の法制度整備支援は、現地に専門家を派遣して、相手国のカウンターパート機関と対話・調整を進めながら、相手国の文化や歴史、発展段階、オーナーシップを尊重し、国の実情・ニーズに見合った法制度整備を支援していることに特長がある。さらに、法の起草・改正にとどまらず、法が適切に運用・執行されるための基盤整備、法曹の人材育成や法学教育までを視野に入れ、相手国自身による法の運用までを見込んだ支援を行っているという特長もある。

[課題]

- ルール整備、人材育成などについて、プロジェクトのアウトプット目標はどのようにして設定するのか。数量化するとすれば研修セミナーの数か。法律の起草支援はどうか。アウトプットの内容は、基本法なのか細則法なのか、実体法なのか手続法なのか、法律の性質によっても異なるであろう。また、ある法律制度が実際に社会にどのようなインパクトを与えることになるのかということについては長期的かつ大規模な社会調査をしても正確には測定できないであろう。
- 数量化されたアウトプット目標値を設定することが困難であるだけでなく、社会や政治の状況に左右される法制度については、「JICA 事業評価ガイドライン」がいう「外部条件」が大きく働くので、アウトカムとプロジェクトとの間の「因果関係」を検証することも容易ではない。
- 上記のような根本的な課題はさておいても、法制度の整備を支援するプロジェクトにおいて、JICA の技術支援プロジェクトの通常のプロジェクト期間である 3 年間で、数量的に評価できるようなアウトカムは出てくるのであろうか。例えば、人材育成では、何を指標として計画時に 3 年間のアウトプットとし、事後評価のさいにプロジェクトが「有効性」があり、かつ「持続性」のあるプロジェクトであったと評価するのであろうか。
- 支援内容をルール整備に限ってみるとしても、どのような法の整備を支援するのか。どのようにして支援の優先順位を決定するのか。予め上位の戦略目標がなければならぬであろう。具体的にプロジェクト目標を定めるさい、どのようにして「相手国の文化や歴史、発展段階、オーナーシップを尊重し、国の実情・ニーズに見合った法制度」を法整備事業のアウトプット目標とするのであろうか。現実には、そのような目標設定はなされていないのではないだろうか。人材育成支援についても、被支援国にとって当該プロジェクトによる人材育成がどのような優先順位を持ち、プロジェクトの終了時にはどのようなアウトカムが出、そして、そのアウトカムがその国の将来の人材育成にどのようなインパクトを与えると予測したうえで、研修プログラムなり何なりが組み込まれているのであろうか。

3. JICAにおける事業評価

JICAにおける技術支援については、「新 JICA 事業評価ガイドライン第 1 版」(2010 年 6 月) (以下、ガイドライン)によって事業評価が行われることになっており、技術支援の一環として行われている法整備支援プロジェクトもこのガイドラインに基づいて評価が行われる。

(ガイドラインは、かなり技術的かつ詳細であるので、今回の話題に関りのある限りで引用する。)

- プロジェクトは、計画時にプロジェクトが達成すべきアウトカム目標(プロジェクト目標)を設定しておく。プロジェクト目標は、上位目標(援助方針)に整合していなければならない。
- 評価にあたっては、プロジェクトの現状把握をする。そのさい、実績(具体的なアウトプットの目標達成度)、実施プロセス、因果関係(アウトプットとプロジェクト実施との因果関係)を検証する。
(「プロジェクトの現状把握・検証のための視点とポイント」参照)
- プロジェクトの現状把握ないし検証をするにあたっては、達成度の測定を上位目標(例えば、市場経済移行)、プロジェクト目標(民法起草)、具体的なアウトプット(民法起草)、個別の活動(具体的な専門家の投与、相手国専門家の研修など)といった、レベルごとに実績把握をする。JICA は、これをロゴフレームと呼んでいる。
(「ロジカル・フレームワーク」参照)
- 現状を把握したうえで(それとともに)、その評価をすることになるが、そのさいに JICA は、経済協力開発機構開発委員会(OECD-DAC)の評価 5 項目を用いている。(「DAC 5 項目による評価の視点」参照)

⇒ プロジェクトの現状把握・検証のための視点とポイント

検証項目	検証の視点	検証のポイント
実績	● プロジェクト実施の結果何が達成されたのか、それらは期待どおりであるか。	プロジェクトのアウトカム目標の達成度、アウトプットの発現状況を評価時点で測定し、計画時に設定した目標値との比較を行う。
実施プロセス	● プロジェクトを実施する過程(プロセス)で何が起きているのか、それらはプロジェクトのアウトカム目標の達成にどのような影響を与えているか。	当初の計画通りに活動が実施されてアウトプットに結びついているかを確認するとともに、実績プロセスの何がアウトプットやプロジェクトのアウトカム目標の達成度に影響を与えているかを検証する。実施プロセスの検証で得られた情報は、効率性や有効性を検証する際の根拠となる場合が多く、プロジェクト実施途中の軌道修正や類似プロジェクト立案に活用される。

因果関係	<ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクトのアウトカム目標の達成が本当にプロジェクト実施によってもたらされたものであるか、あるいはもたらされるものであるか。 ● (事前評価の場合)プロジェクトの論理的な組み立てが妥当であるか。 	プロジェクトのアウトカム目標が当初の計画どおりに達成されたとしても、プロジェクトの実施とは別の要因が関係していることもあり得る。そのため、プロジェクトと効果の因果関係を検証するためには、同じ対象地域の実施前・実施後の変化を比較する方法や、プロジェクト対象地域と対象外地域との比較によって純効果を把握しようとする方法等、実績把握や目標値との比較といった方法とは異なる方法が必要となる。
------	---	---

(『新・JICA 事業評価ガイドライン第1版』2010年6月 17ページ表6)

⇒ ロジカル・フレームワーク (ログフレーム)

narrative summary プロジェクト要約	objectively verifiable indicators 指標	means of verification 入手手段	important assumptions 外部条件
overall goal 上位目標 間接的・長期的な効果、対象社会へのインパクト	上位目標の達成度を測る指標と目標値	左記指標の情報源	プロジェクトによる効果が持続していくための条件
project purpose プロジェクト目標 ターゲットグループや対象社会への直接的な効果	プロジェクト目標の達成度を測る指標と目標値	左記指標の情報源	上位目標に貢献するために満たさなければならない外部要因であるが、不確かな要素があるもの
outputs アウトプット 活動を行うことによって、産出される財・サービス	アウトプットの達成度を測る指標と目標値	左記指標の情報源	プロジェクト目標を達成するために満たさなければならない外部要因であるが、不確かな要素があるもの
activities 活動 アウトプットを産出するための活動	inputs 投入 (日本および相手国双方) 活動に必要な資源(人材、資金、資機材等)		アウトプットを出すために満たさなければならない外部要因であるが、不確かな要素があるもの preconditions 前提条件 活動を始める前にクリアする条件

(『新・JICA 事業評価ガイドライン第1版』2010年6月 41ページ 表I-1)

⇒ DAC5 項目による評価の視点

妥当性 (relevance)	開発援助と、ターゲットグループ・相手国・ドナーの優先度ならびに政策・方針との整合性の度合い。
有効性 (effectiveness)	開発援助の目標の達成度合いを測る尺度。
効率性 (efficiency)	インプットに対するアウトプット（定性ならびに定量的）を計測する。開発援助が期待される結果を達成ために最もコストのかからない資源を使っていることを示す経済用語。最も効率的なプロセスが採用されたかを確認するため、通常、他のアプローチとの比較を必要とする。
インパクト (impact)	開発援助によって直接または間接的に、意図的または意図せずに生じる、正・負の変化。開発援助が、地域社会・経済・環境ならびにその他の開発の指標にもたらす主要な影響や効果を含む。
持続性 (sustainability)	ドナーによる支援が終了しても、開発援助による便益が継続するかを測る。開発援助は、環境面でも財政面でも持続可能でなければならない。

（『新・JICA 事業評価ガイドライン第1版』2010年6月 19 ページ表7）

【課題】

すでに1.2. で述べたが、法整備支援事業はそれぞれの社会や国家の根幹に関わり、かつそれぞれの国が主権を持っている法制度の整備を支援する事業である。ある国や社会における国家や法の機能は何か、良い統治とは何か、一つの解があるわけではない。適切なプロジェクト目標を設定できたとしても、橋梁や発電所建設などの技術支援と異なり、プロジェクト・アウトプットの「有効性」、「インパクト」や「持続性」は相手国のその時の政治的社会的状況によって異なる。また、例えば法の社会的インパクトという、法以外の多くの要因が作用する社会事象をどのようにして評価するのか、確定した方法論はない。そのようななかで、機械的にDAC5項目を数量的に測定する方法を開発することに力を注ぐよりも、今なすべきことは、わが国の法整備支援事業が今後どうあるべきか、これまでアジア諸国で信頼を克ち得てきた実績を反省すべき数々の経験とともに謙虚に見直し、法整備支援という事業に適合した新たな戦略を策定することではないだろうか。

日本弁護士連合会の国際司法支援 活動報告(2010年)



日本弁護士連合会国際交流委員会
国際司法支援センター
センター長 矢吹 公敏

平成23年1月21日
法整備支援連絡会

日弁連の2010年活動歴



- ◆本邦研修(JICAからの委託研修)
1月25日～2月4日 平成21年度(カンボジア国別研修)「弁護士実務改善」
9月13日～9月21日 平成22年度ベトナム国別研修「弁護士実務研修」
- ◆国際司法支援セミナー
3月25日 「世界銀行の国際司法支援活動とこれからの国際司法支援活動のあり方」
8月3日 「カンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト終了報告会」
- ◆カンボジア弁護士会プロジェクト
6月4日 カンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト終了セミナー及び
セレモニー(於プノンペン)
- ◆アジア司法アクセスネットワーク会議
8月25日～24日 於ブリスベン
- ◆ILAC会議
4月8日～9日 於アッカラ

日本弁護士連合会による国際司法支援活動 の基本方針(別添)による検証

- 市民の自立支援－国際司法支援活動は、現地の実情に応じた支援でなければならず、現地からの要請に基づいた自立支援によるものとする。現地では、政府、市民、企業など様々な利害関係者がいるが、日弁連の活動は、常に最終的な受益者である市民の立場に立脚した自立支援を目的とすべきである。
- カウンタパート(共同実施者)との協働－上記の目的を実現するために、現地のカウンタパート(共同実施者)との協働を図るべきである。
- フォローアップの実施－日弁連が行った国際司法支援活動が本基本方針に沿ったものであるか常に検証するべきである。そのため、その活動について活動中およびその後にフォローアップ評価を行うことに努めるべきである。

カンボジア王国弁護士会プロジェクト報告

- 2007年2月合意書議事録(Record of Discussions)にしたがって、独立行政法人国際協力機構(「JICA」)の技術協力プロジェクトとして、2007年6月から2009年6月まで実施された。開発パートナー事業の後継プロジェクト。開発パートナー事業から数えると足掛け8年間のプロジェクトであった。
- 2009年3月に署名された合意書議事録(Record of Discussions)により2010年6月まで延長された。
- 開発パートナー事業では、①弁護士養成校の設立運営支援、②弁護士の継続教育、③法律扶助制度構築および④ジェンダー問題の取組みを4つの柱としてプロジェクトを実施したが、本プロジェクトは、上記の内①および②を継続して実施するために、JICAの技術協力プロジェクトとして採択された。

プロジェクトの概要

- プロジェクト上位目標は、「法の支配を担うカンボジア王国弁護士の育成」および「法的サービスへのアクセスを向上させ法の支配を実現すること」。
- 具体的には、2002年10月に開校した弁護士養成校への技術支援および現役の弁護士に対する継続教育を柱として支援した。
- チーム構成は、プロジェクトマネジャー、日弁連司法支援センターでのバックアップチーム、技術協力を実際に実行するファカルティ会議、事務監理をおこなう事務監理チーム。
- 長期専門家の役割の重要性。

プロジェクトの成果

- 開発パートナー事業から通算8年間のプロジェクトで合計350名以上の弁護士(4期生から10期生)を養成した。
- 弁護士継続教育セミナーを継続的に実施し、民事訴訟法および民法の普及活動に参加した。
- 神木JICA長期専門家の活動により、現地に民事訴訟法ワーキングチームが設置され育成された。
- 本プロジェクトの実施期間中に日弁連の国際交流委員会国際司法支援センターの体制が強化されて、その事務局を含めて人材育成が図られた。

振り返り【自己評価】

- プロジェクト目標は達成できたか？
- 民法・民事訴訟法の普及に貢献できたか？
- 弁護士会の自律支援をすることができたか？
- カンボジアの法の支配に貢献できたか？
- 支援・協力と交流のはざままで

プロジェクト評価について

- 評価の必要性
 - 説明責任(accountability)
 - プロジェクトの終了時期の判断
- 評価の指標(基準)
 - 定性的評価
 - 定量的評価
- 評価の主体
 - 専門性(プロジェクトの内容と評価)
- 評価の期間
 - 中長期的な評価の必要性
- 評価結果の利用

総括（コメント）

プロジェクトマネージャー

矢吹 公敏

（1）本プロジェクトの経緯

本プロジェクトは、2007年2月に署名された実施協議の合意書議事録（Record of Discussions）にしたがって、独立行政法人国際協力機構（「JICA」）の技術協力プロジェクトとして、2007年6月から2009年6月までの予定で実施され、さらに2009年3月に署名された合意書議事録（Record of Discussions）により2010年6月まで延長されました。

カンボジア王国弁護士会の弁護士養成校に対する支援は、2001年に同弁護士会から同校の設立について協力を要請されたことによります。日本弁護士連合会（「日弁連」）は、2001年から2002年にかけて、当時の国際協力事業団（現在の独立行政法人国際協力機構）（「JICA」）の小規模開発パートナーシップ事業の枠組みで、カンボジア王国の弁護士に対する継続教育セミナー（民事訴訟法および弁護士倫理に関するセミナー）を実施していましたが、当時のアン・エン・トンカンボジア王国弁護士会会長およびブン・ホン事務局長から弁護士養成校の設立について協力の要請を受けたのです。

同国では弁護士法で、原則として弁護士養成校を卒業することが弁護士となる条件であり、弁護士養成校が設立されない限り新規弁護士を輩出することができない状況でした。2002年に本件プロジェクトが開始するまでは、カンボジア（人口約1100万人）では登録弁護士が約250名で、実労数が約180名程であったことから、法の支配の実現の観点から、弁護士の養成が急務でした。

さらに、日弁連は、小規模開発パートナーシップ事業実施の最中に、上記要請を受け、JICAの開発パートナー事業（3年間）の申請を行い、これが受諾されてカンボジア王国弁護士会プロジェクトとなり、①弁護士養成校の設立運営支援、②弁護士の継続教育、③法律扶助制度構築および④ジェンダー問題の取組みを4つの柱としてプロジェクトを実施しました。

本プロジェクトは、この開発パートナー事業の結果が評価されて、上記の内①および②を継続して実施するために、JICAの技術協力プロジェクトとして採択されたものです。したがって、開発パートナー事業から数えると足掛け8年間プロジェクトが実施されたこととなります。その間、カンボジア王国弁護士会の会長選挙の問題で、長期にわたり同国弁護士会が問題を抱えることになった余波を受けて、プロジェクトの遂行にも支障が生じ、さらにプロジェクトそのものの存続も危惧された時期がありましたが、それを

乗り越えて当初の予定を大幅に延長してここまでプロジェクトが継続したことに、日弁連、JICA、外務省、法務省等関係各機関のご協力に深く感謝する次第です。

(2) プロジェクトの概要

プロジェクトの事業内容については、本報告書で詳述しますが、次の概要です。

- ① プロジェクト上位目標を、「法の支配を担うカンボジア王国弁護士の育成」および「法的サービスへのアクセスを向上させ法の支配を実現すること」としました。そして、その指標として、充実したトレーニングを受けた弁護士の増加および適切な法律扶助制度が構築されること、としました。公平かつ適切な裁判によらなければ、義務を負わされ権利を剥奪されないという法の支配の実現のためには、様々な手段を講じる必要がありますが、裁判で当事者の側に立ってその人権を擁護し、法的助言を行う弁護士の育成・増員は一つの柱です。また、費用面で裁判を受けることができない貧困層への司法アクセスの保障のために、法律扶助制度を確立することも重要な柱となります。以上の視点のもとで、事業を進めることにしました。
- ② 具体的には、2002年10月に開校した弁護士養成校への技術支援および現役の弁護士に対する継続教育を柱として支援いたしました。特に、我が国が別途のプロジェクトとして長年実施している民法および民事訴訟法の起草普及支援プロジェクトに連携するために、弁護士の継続教育は、すでに施行されている民事訴訟法から始めて施行を予定している民法を取り上げて実施しました。
- ③ 3年間の長期のプロジェクトであるので、プロジェクト実施体制の確立が重要だと考え、プロジェクトマネジャー、日弁連司法支援センターでのバックアップチーム、技術協力を実際に実行するファカルティ会議、事務監理をおこなう事務監理チームという構成で臨みました。
- ④ さらに、本プロジェクトでは、長期専門家を現地に置き、日常の支援を行うこととして神木篤弁護士が、起草普及支援プロジェクトから横滑りで本プロジェクトの長期専門家として赴任しました。

(3) プロジェクトの成果

本プロジェクトの成果の総括は以下のとおりです。

- ① 開発パートナー事業から通算8年間のプロジェクトで合計350名以上の弁護士(4期生から10期生)を養成することで、人口に比してまだまだ少ないとはいえ、市民のために働く弁護士が養成された。
- ② 弁護士継続教育セミナーを継続的に実施し、民事訴訟法および民法の普及活動に役に立った。
- ③ 神木専門家の活動により、現地に民事訴訟法ワーキングチームが設置され育成さ

れた。そのメンバーが今後弁護士養成校等で教鞭をとることが期待されている。

- ④ さらに、本プロジェクトの実施期間中に日弁連の国際交流委員会国際司法支援センターの体制が強化されて、その事務局を含めて人材育成が図られ、事務局員から JICA 長期専門家として派遣された人材も輩出したことも成果であったと考えています。

(4) 振り返り

- ① プロジェクト目標は達成できたか：本プロジェクトの目標は、弁護士養成と民法・民事訴訟法の普及を目指した弁護士継続教育でした。前者については開発パートナー事業から通算 8 年間のプロジェクトで合計 350 名以上の弁護士が養成され、その多くが実務についているという点で成果がありましたが、大都市に集中するなど当初の司法アクセスの改善までをプロジェクト目的にしていたことからすると、十分ではないといえます。地方都市への公設事務所等の構想を実現できなかったことは反省点です。
- ② 民法・民事訴訟法の普及に貢献できたか：民法・民事訴訟法について継続的にセミナーを開催したことで、両法に対する弁護士間での認識が芽生えたという点では、セミナーは成果がありました。また、長期専門家による少人数の弁護士や弁護士養成校の学生に対する充実した支援を実施できましたが、これらの方が今後の普及活動をどれだけ担うかが課題です。
- ③ 弁護士会の自律支援をすることができたか：最終的には弁護士会が自立して弁護士を養成し、各種の研修を実施することを期待していました。今後の弁護士会の活動を注視していきたいと考えております。
- ④ カンボジアの法の支配に貢献できたか：最終的な目標である司法アクセスの改善にはいたらず、また法の支配の意識と活動の醸成も十分ではありませんでした。
- ⑤ 支援・協力と交流のはざままで：いつまで支援・協力を続けるのか、その基準の設定が課題です。ある程度の段階で交流へ切り替えることが必要です。

(5) まとめ

カンボジアの状況はプロジェクト開始時から様変わりし、年間 10%を超える経済成長率の中で人々の生活も向上しているように見える。また、弁護士も人数だけではなく、その所得・仕事の内容も、全ての弁護士ではないものの、改善が顕著である。そのような中で、当初企図していたカンボジア王国弁護士会が弁護士養成校を財務的にも責任をもって運営する時期に来ていることを感じ、本プロジェクトを終了することがよいと考えて次第です。(実際に、弁護士養成校では既に 1 名当たり入学金として 1000 ドルを徴収している。)

但し、我が国が支援した精緻な民法及び民事訴訟法を弁護士が実務で実用するにはま

だ十分な現地指導弁護士養成ができておらず、そうしたトレーナー弁護士の養成を一定程度続けることが本プロジェクトの成果の効率的・効果的利用になると考えています。本プロジェクトで養成を開始したワーキンググループのメンバーをさらに強化し、現地セミナーでの講師等を依頼することが考えられます。

他方、日弁連は、カンボジア王国弁護士会に対して今後も弁護士倫理規則の改定等の要請がある場合には、引き続き可能な範囲で支援していきたいと考えており、また、さらに現地弁護士との友好の機会を増やしていきたいとも考えております。

今後も、日弁連とカンボジア王国弁護士会との友好協力関係が強固になるように、私どもも努力していく所存です。

以上

「日本弁護士連合会による国際司法支援活動¹の基本方針」(案)

1 基本理念

日本弁護士連合会（「日弁連」）の国際司法支援活動は、以下に述べるような基本理念に基づいて実施されるものである。

(1) 基本的人権の保障と恒久平和主義

日弁連は、現憲法を擁護することを活動の基本としてきた。憲法前文では、恒久平和主義・平和のうちに生存する権利を謳い、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において名誉ある地位を占めたいと思う。」という国際的な協力の責務を規定している。

さらに、弁護士法1条1項は、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」と規定され、これを受けて日弁連会則2条は「本会は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現する源泉である。」と明記している。日弁連は、この使命を遂行するために会員とともに協働しているのである（同会則3条）。

また、日弁連では、世界人権宣言をはじめとする国際的人権基準の普遍的遵守と保障の促進とが、全ての国の厳粛な責務であることを謳ったウィーン宣言およびその行動計画（世界人権会議1993年採択）の実施に積極的に関与・協力していくことを決意し、宣言しているが²、日弁連の国際司法支援活動もこの責務の実行の一環として考えるべきである。

日弁連が国際司法支援活動を実施する際にも、憲法に謳われた恒久平和主義・基本的人権の尊重、弁護士法1条の基本理念および国際人権基準の遵守と保障への決意に従い、国際協力を実施する責務を自覚し、我が国最大の人権 NGO としてその国際司法支援活動を行わなければならない。

¹ 政府では司法に関する国際的支援活動を「法整備支援」と呼んでいる。他方、日弁連内部では、「法整備支援」が当初立法支援活動を中心としてきたことから、より幅の広い活動を想定して「国際司法支援」という用語を使用してきた。そこで、基本方針の策定にあたっては、「国際司法支援」という用語を使用している。日弁連では1999年9月に「国際司法支援活動弁護士登録制度」を設立したが、同登録制度上、「国際司法支援活動」とは、以下のように定義されている（制度規則第2条）。しかし、この定義には様々な活動が記載されている。今後、この「国際司法支援活動」の範囲・内容について検討していく必要がある。

「国際機関、諸外国の政府機関及び弁護士会を含む法律家の団体（以下「国際機関、諸外国等」という。）に對して行う次のような活動をいう。

- 一 諸外国の法曹養成に関する支援
- 二 国際機関、諸外国等の条約、法律などの立案への支援
- 三 国際人権・人道活動への参加
- 四 国際機関、諸外国等が行うその他の司法関連活動への参加
- 五 法律文献などの資料供与

² 1998年9月18日第41回人権大会宣言。

(2) 法の支配

日弁連では、憲法の底流に流れる「法の支配 (rule of law)」の実現のために日々努力しているところであるが、その国際司法支援活動においても同様である。

そこで、日弁連では、その司法改革実行宣言³において「法の支配」が社会のすみずみにまで及ぼされ、市民の期待にこたえる司法を実現することが、弁護士・弁護士会の市民に対する責務であると述べているが、その責務は国内にとどまらず、国際的にも遂行されるべきものである⁴。日弁連が、国際司法支援活動を実施するに当たっても、「法の支配」の実現に向けた活動であることを基本理念の一つとすべきである。

2 基本方針

上記の基本理念に基づき、日弁連の国際司法支援活動の実施に当たっては、以下の基本方針を念頭において行うものとする。

(1) 基本理念の実現

日弁連の国際司法支援活動は、基本的人権の保障・恒久平和主義・法の支配という基本理念を実現することを目的とすべきである。

(2) 政治的不偏性と中立性

日弁連の国際司法支援活動は、政治的不偏性・中立性に基づくものでなければならず、実際の活動の実施にあたってはこの点に十分に留意するべきである。

(3) 活動プロセス

国際司法支援活動を実施するに当たっては、原則として以下の点に留意すべきである。

① 市民の自立支援

国際司法支援活動は、現地の実情に応じた支援でなければならず、現地からの要請に基づいた自立支援によるものとする。現地では、政府、市民、企業など様々な利害関係者がいるが、日弁連の活動は、常に最終的な受益者である市民の立場に立脚した自立支援を目的とすべきである。

② カウンターパート（共同実施者）との協働

上記ア.の目的を実現するために、現地のカウンターパート（共同実施者）との協働を図るべきである。

③ フォローアップの実施

日弁連が行った国際司法支援活動が本基本方針に沿ったものであるか常に検証するべきである。そのため、その活動について活動中およびその後フォローアップ

³ 第 57 回定期総会・司法改革実行宣言（2006 年）

⁴ 司法制度改革審議会意見書（2003 年）は、「国際社会は、決して所与の秩序ではない。既に触れた一連の諸改革は、ひとり国内的課題に関わるだけでなく、多様な価値観を持つ人々が有意的に共生することのできる自由かつ公正な国際社会の形成に向けて我々がいかに積極的に寄与するかという希求にも関わっている。」と謳い、さらに「発展途上国に対する法整備支援については、政府として、あるいは、弁護士、弁護士会としても、適切な連携を図りつつ、引き続き積極的にこれを推進していくべきである。」と述べているのも、その趣旨である。

プ評価を行うことに努めるべきである。

④ 安全性

日弁連が国際司法支援活動を実施するにあたっては、参加する会員等の安全性に十分に配慮して実施すべきである。

(4) 弁護士および弁護士会への支援活動

日弁連による独自の国際司法支援の活動として、対象国の弁護士および弁護士会に対する協力および弁護士制度の構築に関する助言を積極的に推進すべきである。⁵

弁護士は法曹の一翼を担う重要な役割を果たしており、特に途上国では、人権問題などが顕在化する中でその擁護者としての途上国の弁護士の活動は重要である。他方、こうした途上国の弁護士の活動の支援には政府 ODA が目を向けることは少なく、他の団体も支援活動を積極的にするわけでない。こうした環境のなかで、日弁連が、弁護士の団体として他の機関と重複しない支援協力活動を実施するという観点からも、日弁連が途上国の弁護士および弁護士会に協力することには意義がある。

(5) ODA（政府開発援助）との関係

政府とは異なる立場で国際司法支援活動を行う日弁連は、ODA との関係について慎重に検討の上で参加の是非を判断すべきである。

ODA 大綱では、司法の役割に触れる部分として、①「良い統治」（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力、②個々の人間に着目した人間の安全保障、③平和構築の努力、④政府開発援助の実施にあたっては、国際連合憲章（特に、主権、平等および内政不干涉）を踏まえて、開発途上国の援助需要、経済社会状況、二国間関係等を総合的に判断すること、⑤開発途上国の民主化の促進、市場経済導入の努力ならびに基本的人権と自由の保障状況に十分に注意を払うこと、などの記述がある。これは日弁連の活動理念と相通じる点もあるので、ODA と有機的かつ効果のある協力活動（最大効率をあげる手法）を実施するために、上記の日弁連の基本理念および基本方針に反しないことを条件として、ODA と協働して活動することも考慮するべきである。⁶

⁵ 参照、弁護士の役割に関する基本原則（国連犯罪防止会議 1990 年採択）

⁶ 日弁連では、1996 年から独立行政法人国際協力機構（JICA）が主催するインドネシア、中国、モンゴル、カンボジア、ベトナム、ラオス、などに対するに国際司法支援活動に協力してきたことはその現れである。

「国際司法支援活動基本方針の解釈指針」(案)

当連合会では、国際司法支援活動の基本方針（「基本方針」）を作成しました。その検討の過程で基本方針に関連する国際司法支援に関する重要な論点について討議がなされたことから、その討議の結果を「国際司法支援活動基本方針の解釈指針」としてまとめ、基本方針の付帯文書とすることが適当であると思料いたします。

当連合会としては、その国際司法支援活動を実施するにあたり、本解釈指針にも留意するものとします。

その論点とは、以下のとおりです。

- 1 「対象国の民主化の状況、基本的人権・自由の保障状況に十分に留意すべきである。」という文言について
- 2 「法の支配」の解釈について
- 3 「ジェンダーの視点」について
- 4 「外部資金の利用」について
- 5 「日本の弁護士・司法制度の国際化」について

- 1 「対象国の民主化の状況、基本的人権・自由の保障状況に十分に留意すべきである。」という文言について

(1) はじめに

基本方針 2. (2) の検討の過程で、対象国の民主化が図られていない場合には、開発援助などをせずに人権状況の改善や民主化の促進を図る考え方もあり、「対象国の民主化の状況、基本的人権・自由の保障状況に十分に留意すべきである。」との文言を加えるべきであるという提案が提起されました。

他方、その文言を加えることに慎重な意見も提起されました。その理由は、そのような文言があっても融和的なアプローチで民主化を促す独自の戦略をとり、それらに問題のある対象国に対しても支援を行う考え方もあり、同じ文言を使用している、そのアプローチの仕方やその力点の置き方で対応が随分変わる可能性があるというものです。

また、「民主主義」または「民主化」は、日本国内の憲法体制のもとでは、日本の政治体制を支える大原則として、それに対して異を唱えられることはないと思いますが、それらが政治体制を異にする外国の状況に対して用いられる場合には、その用語の用い方にそれなりの注意を必要とします。

そこで、「民主主義」または「民主化」についての考え方、対象国の人権状況と当連合会の国際司法支援の関係について、その指針を述べます。

(2) 指針

- ① 第1に、「民主主義」「民主化」という文言ですが、何をもって「民主主義」が実現されていると評価するかは、国際社会の中に確定した考え方があるわけ

ではありません¹。第2に、そのような国際社会のもとで、国家間あるいは国際組織が他国の国内問題に干渉することを違法とする不干渉の原則は、第2次世界大戦後に人権や人道の分野において大きく例外が認められるようになった今日においても、なお基本的には妥当しています²。第3に、そのような国際社会を前提として、国際人権法は、特定の憲法や政治形態を前提とはせず、また特定の人権理念への信仰を要求するものでもなく、世界的なコンセンサスに基づいて承認と尊重を要求するものとして存在してきました³。そして第4に、国家間における「民主主義」の要求は、時として、国家の独立を損なうような政治的干渉あるいは戦争の口実として用いられてきたのです⁴。

このような状況の下で、国際司法支援の条件として「民主主義」を掲げることは、「民主主義」という政治体制の要求を口実とした内政干渉、あるいは近時西側諸国がとっている自由と民主主義の「価値観外交」の一端を担うものとの誤解を受ける余地が多分にでてきます。他方で、「民主化」の要請を条件とすることは、「民主主義」という政治体制を要求する場合に比べて一定程度、政治体制要求の性格が薄まる点があります。しかし、「民主化」を要求せざるを得ない国家においては、ほとんどの場合に「民主化」要求を掲げる反政府勢力が存在することから、「民主化」を条件とすることが、それらの勢力を側面支援する政治的なものであり内政干渉であるとの誤解を、支援の相手国から受ける危険性をはらむこととなります。

これに対して、国際人権法は、そのような民主化の内実を、政治体制に関わることなく、個人の市民的および政治的権利として要求しています。世界人権宣言や市民的および政治的権利に関する国際規約（自由権規約）は、それぞれに、意見および表現の自由、集会および結社の自由、そして選挙を通じての政治参加を求める権利を、政治体制に関わらない普遍的な人権として、その保障を各国家に求めているのです⁵。

それゆえ、国際司法支援の実施の判断に際して相手国に求めようとするのが、特定の政治体制ではなく、上記のようなその国民への政治的諸権利の保障であるとするならば、あえて誤解を招く多義的な「民主主義」または「民主化」をその指針に掲げるよりも、国際人権の中でもとりわけ政治的諸権利の実施状況を対象とすることがより効果的です。当連合会が国際司法支援を実施する際にもその視点を基本とすべきです。

② 実際に、当連合会が行う国際司法支援の対象となる国として、当該国家によ

¹ 例えば、社会主義国家は、自らのとる民主集中制（民主主義的中央集権制）を民主主義の発展形態として主張してきた。

² 例えば、山本草二『国際法【新版】』83項など参照。

³ L. ヘンキン（小川水尾訳・江橋崇監修）『人権の時代』188頁。

⁴ 例えば、ブッシュ政権のもとでのアメリカ政府は、民主的な価値観の普及を、その外交の3本柱の一つとし、また、民主主義の確立をイラクにおける開戦理由として用いた。

⁵ 世界人権宣言 19, 20 および 21 条。自由権規約 19, 20, 21, 22 および 25 条。

る人権侵害や表現の自由、集会および結社の自由等の政治的諸権利が保障されない抑圧的な体制が国際的に指摘されている国もその候補となることがあります。

このような国については、当連合会が実施しあるいは参加する国際司法支援が対象国の人権抑圧的な体制を助長する結果を招来したり、その体制を正当化する結果とならないよう配慮すべきことが、法の支配の確立や人権の保障という基本方針の目的から要請される留意点です。

他方、基本的人権・自由の保障の拡大という点において有効な国際司法支援が可能であれば、これを実施しあるいはこれに参加することは基本方針に沿うものであると考えられます。

- ③ そこで、当連合会としては、国際司法支援の実施にあたっては、対象国の基本的人権、特に表現の自由、集会および結社の自由等の政治的諸権利の保障状況に留意し、対象国にある人権侵害や人権抑圧的な体制を助長したり、正当化する結果とならないように、司法支援の是非、内容および方法などを十分に検討すべきです。具体的には、国連や諸外国、NGOなどが発表する対象国の人権状況に関する報告書などによって対象国の人権状況の正確な把握に務めるべきものと考えます。これに基づいて、当該司法支援の是非を検討し、これを是とする場合には、対象となる支援の法領域や法曹養成の対象者、カウンターパート機関、当連合会の関与の方法および程度などについて、当連合会の独自の立場から検討を行うべきであると考えます。

2 「法の支配」の解釈について

(1) はじめに

基本方針1(2)において基本理念の一つに「法の支配 (rule of law)」を掲げています。

以下では、当連合会が国際司法支援を検討または実施するに当たり、この「法の支配」に関する解釈の指針を述べます。

(2) 指針

- ① 「法の支配」は、「人」による支配ではなく、「法」による支配であるといわれ、各法支援実施団体のガバナンスの原則として用いられています。その概念や範囲は必ずしも一義的ではありません。国連、各国機関、学会、法律実務家などが「法の支配」の定義およびその外縁について議論していますが、確定的ではありません⁶。

⁶ 法の支配の定義には、(1)形式的定義 (formal definition)、(2)実質的(拡張的)定義 (substantive definition) および (3)機能的定義 (functional definition) があるとされ、(1)は、法に関する客観的指標 (①形式的に独立した、公平な司法部の存在、②公開された法律の存在、③特定の個人・階級のみにも適用される法律の不存在、④遡及的法律の不存在、⑤政府の行為に対する司法審査に関する規定の存在等)への適合性を用いるものであり、(2)は、形式的指標への適合性のみならず、正義 (justice)、公正 (fairness)、自由 (freedom)、平等 (equality)、民衆的意思決定を介した実質的平

したがって、「法の支配」という用語を用いるときには、その概念や範囲は必ずしも一義的ではないことを理解することが必要です。その上で、不断に研究し知見を高めることにより、当連合会の国際司法支援活動における「法の支配」の概念や範囲を求める努力が必要であると考えます。

- ② ここで、参考として、国際連合が国連事務総長名で 2008 年に発表した「Guidance Notes of Secretary General : UN Approach to Rule of Law Assistance」について簡単に述べます。

この Notes によると、「法の支配」は、「国家を含めて、すべての人、公的機関、民間団体が法に対して責任を負うことである」とされ、そこでの「法」は、「公布され、平等に執行され、独立して審理され、国際人権に関する規範および基準に一致する」ものであると規定されています。また、「法の支配」に必要な要素として、法の優越原則への信奉、法の下での平等、法に対する責任、公平な法の適用、権力の分立、決定機構への参加、法的安定性および手続と法律の透明性を挙げ、その実現のために司法の重要性を説いています。その上で、指針・原則として国際規範および基準⁷に関する基礎支援、政治的背景への配慮、国特有の状況に対する基礎支援、人権・男女同権の促進、国の自主性の保障、国の改革構成要素の支援、一貫した包括的戦略的アプローチの保障、効果的な協力関係の構築を挙げています。また、法の支配を強化するための枠組みとして、憲法およびそれと同等の国家の最高規範、人権保障を図る国際規範や基準に準拠した法的枠組およびその執行、選挙制度、正義・ガバナンス・安全と人権の実施、司法のプロセスと機能ならびに法の支配を強化し公務員と政府機関が責任を負う市民社会のシステムを列挙し、説明しています。

- ③ 当連合会では、上記のような「法の支配」に関する様々な解釈や考え方⁸を不断に研究し、当連合会が行う国際司法支援活動においても、真の「法の支配」の実現に貢献できるように努力していくべきものと考えます。

3 「ジェンダーの視点」について

(1) はじめに

国連では、1995年の第4回世界女性会議以降、繰り返しジェンダー主流化の重要性が確認されてきました。⁹ジェンダー主流化とは、すべての分野・すべてのレベルにおける、立法・政策またはプログラムを含むすべての計画に基づく行

等の実現等の社会善への寄与=良い法の支配 (the rule of good law) を主張し、(3) は、政府の恣意的な裁量権行使のコントロール、法的決定の予見可能性等の機能を実際に良く果たしているかどうかを指標とする。また、これ以外にも論じられているところである。(松尾弘「国際開発援助と『法の支配』」(社会科学研究 56 巻 5=6 号 (2005) 111 頁以下)

⁷ 前記の国際規範および基準には、国連憲章・世界人権宣言、司法独立の基本原則、弁護士の役割に関する基本原則、検察官の役割に関する指針、法執行官の行動綱領などがある。

⁸ 国際法曹協会 (International Bar Association) は、2005 年 9 月に「法の支配」に関する決議をしており、それも参考となる。

⁹ 北京宣言パラ 19、北京行動綱領パラ 292

動が女性と男性にもたらす影響を評価する過程のことです。¹⁰ 2005年世界サミット成果文書は、「我々は、ジェンダー平等を実現するためのツールとしてジェンダー主流化の重要性を認識する。この目的のために、我々は、政治、経済、社会のあらゆる分野における政策およびプログラムの企画、実施、モニタリング、評価において、ジェンダーの視点の主流化を積極的に推進することを約束し、さらに、ジェンダー分野において国連システムの対応能力を強化することを約束する」と述べています。¹¹

国家の憲法および法令は人権擁護の基礎をなすものであり、司法制度における政策・手続および実行はすべての個人の人権の平等な享受を決定するものです。したがって、司法制度がその国に生活するすべての人の目から見て信用性と正統性を備えたものであるためには、改革の過程に社会のあらゆる集団が参加し、そのニーズに応えるものでなければなりません。

世界中で、司法へのアクセスにおいて、女性は女性に特有の障害を経験していると言われていています。そのため、紛争後国、移行期国、途上国、および、先進国にかかわらず、すべての状況の国における司法制度改革に女性が参加し、ジェンダーの視点を組み入れていくことが必要です。

そこで、当連合会が国際司法支援を検討または実施するに当たり、「ジェンダーの視点」をどのように取り入れるのかについて、その指針を述べます。

(2) 指針

- ① 当連合会の国際司法支援活動が、世界人権宣言をはじめとする国際的人権基準の普遍的遵守と保障の促進についての責務の一環として行われるものである以上、前項に述べたジェンダー主流化に関する国際的潮流を踏まえ、当連合会が関与する国際司法支援活動の過程に女性の参加、ジェンダーの視点の統合が確保されるよう、当連合会として努めるべきであると考えます。
- ② また、当連合会は、2002年に「ジェンダーの視点を盛り込んだ司法改革の実現をめざす決議」、2007年に「日本弁護士連合会における男女共同参画の実現をめざす決議」を採択しています。当連合会が日本の司法改革および当連合会におけるジェンダー視点の統合に努力するだけでなく、国際司法支援活動として、他国における法制度の整備や改革、法曹養成、弁護士会の能力強化等に対する国際協力を行う場合に、その過程にジェンダーの視点を組み入れ、対象国の司法制度におけるジェンダー平等の確保に向けて努力することは、これらの決議の趣旨からも要請されるものです。
- ③ 個々の国際司法支援活動にジェンダーの視点を組み入れる必要性やあり方は、具体的なプロジェクトにより異なりますが、すべてのプロジェクトの企画、実施、モニタリング、評価にジェンダーの視点を組み入れることを検討するこ

¹⁰ UN Economic and Social Council, Report of the Secretary-General, *Coordination of the Policies and Activities of the Specialized Agencies and Other Bodies of the United Nations System: Mainstreaming the Gender Perspective into all Policies and Programmes in the United Nations System*, 12 June 1997.

¹¹ 世界サミット成果文書パラ59

とが重要です。

4 「外部資金の利用」について

(1) はじめに

国際司法支援活動を実施するためには 資金（ファンド）が必要です。当連合会の自己資金にも限度があり、外部資金を利用する機会も多いといえます。また、外部機関のプロジェクトに参加する場合は、その機関の費用で支援を実施するといえます。

そこで、当連合会が国際司法支援を実施するに当たり、外部資金の申請や利用に関して留意すべき指針を述べます。

(2) 指針

- ① 当連合会が外部機関の資金を申請する場合に、その外部機関やその資金が当連合会の国際司法支援の基本方針からして適当な団体および資金であるかを慎重に検討する必要があります。その際に、ア. 外部団体の設立趣旨、イ. その活動、ウ. 資金の目的、エ. 資金の利用・審査条件、オ. 当連合会の責任、カ. 当連合会のプロジェクトからして当該資金の利用に関する負担が過重とならないか、キ. その資金を利用することにより、当連合会の自主性を失うことにならないかなどを精査することが肝要です。
- ② また、資金の承認を得た場合でも、ア. 資金の利用条件を遵守し、イ. その管理を迅速かつ適切に行い、ウ. 会計報告を当連合会および当該資金を出している外部機関に適切に実施することに留意すべきです。

5 「日本の弁護士・司法制度の国際化」について

(1) はじめに

司法改革により弁護士人口が大幅に増加する結果、弁護士業務分野の拡大・強化を図ることが当連合会の重要な責務となっています。国際司法支援活動には、日本法及び日本の司法制度の経験を基に行なう支援活動を通して、日本の法制度に対する国際的な理解を促進し、その結果、日本の弁護士の国際競争力を強化するという側面があります。

そこで、当連合会が国際司法支援を検討または実施するに当たり、「日本の弁護士・司法制度の国際化」の観点も考慮に入れておくことが適当であると考えられますので、この観点に関する解釈の指針を述べます。

(2) 指針

国際司法支援の拡大は、国際司法支援という法的サービスの分野で弁護士が活躍できる機会を拡大するだけでなく、弁護士の海外における業務の促進、弁護士の国際競争力の強化が図られるという意味で、日本の弁護士にとっても有益なものであることは間違いありません。それとともに、国際化が進む中で、発展途上

国，市場経済への移行国，紛争後平和構築の途上にある国における法整備によって，円滑な社会経済活動の進展に資することにもなります。世界の国際司法支援において十分な存在感を発揮するために、日本の弁護士・日本法・日本の司法制度の良い側面を積極的に国際社会と共有していく観点から当連合会が国際司法支援に取り組むことも肝要です。

以上

(参考)

当連合会の国際司法支援の軌跡

1. 日弁連の国際司法支援活動の経緯

日弁連では、我が国の法律家が海外（特に、東アジア諸国）で国際司法支援に積極的に参加する組織と制度を設計し、1996年から12年にわたり活動してきた。対象国は、インドネシア、インドシナ3国、モンゴル、ウズベキスタン、中国などである。最近では、JICAの各国際司法支援プロジェクトに協力機関として委員を派遣するなどして参加するとともに、カンボジアの弁護士を養成するプロジェクトを実施し（2005年8月終了、2007年12月再開）、約180人のカンボジア弁護士の養成に協力した。また、インドネシアではアチェの津波被害後の復興（調停制度の構築）に協力するなどしている。以下、各プロジェクトの概要について説明する。

(1) カンボジア王国

日弁連の司法支援活動において、カンボジア王国に関係する同活動が一番長い歴史を有している。また、その支援形態も、JICAのODAプロジェクトに参画するケース、日弁連独自にプロジェクトを提案して資金を得て実施するケースの2類型にわたる。また、その支援内容も、カンボジア王国の民法および民事訴訟法の立法作業、裁判官、検察官、弁護士等の研修（トレーニング）、クメール語文献の資料供与等司法支援全般にわたる。したがって、カンボジア王国への司法支援活動は、日弁連にとって一つのモデルケースとなり得るものである。以下、具体的活動を簡潔に説明する。

(a) JICAプロジェクトへの参画

日弁連では、1996年から2000年までJICAが主催するカンボジア法律家に対する本邦での研修に講師を派遣し、研修旅行を行う等の協力をしてきた。また、JICAは、1999年3月からJICAの重要政策中枢支援の一つである国際司法支援プロジェクトが開始され、同国の民法および民事訴訟法の起草に協力している。日弁連では、同プロジェクトの国内支援委員会および事務局に会員を派遣するとともに、カンボジア司法省に対し、これまで4名の会員がJICA長期専門家として赴任している¹。

(b) カンボジア王国弁護士会に対する協力活動

日弁連では、日弁連独自のNGOプロジェクトの企画・実施を検討している。2000年10月にJICAの国際司法支援プロジェクトの一環として現地弁護士を対象に「民事紛争における弁護士の役割」、「法律扶助」、「弁護士倫理」、「刑事弁護士の研修」をテーマにセミナーを開催した。

その経験を踏まえて、2000年度から始まったJICAの小規模パートナーシップ事業を申請し、その第1号として承認され、同年7月からプロジェクトが開始された。同プロジェクトは、カンボジア王国弁護士会をカウンターパートとして、弁護士養成

¹ さらに本年秋には1名が赴任する。

セミナーの開催および法律扶助制度の制度提案をおこなった。

前者については、上記のように JICA の重要政策中枢支援プロジェクトで起草されている同国の民事訴訟法の案文を資料として、「民事訴訟における弁護士の役割」をテーマに合計4回のセミナーが実施された。また、同時期にカナダ弁護士会およびリヨン弁護士会がカンボジア王国弁護士の養成プロジェクトを企画していたことから、3 弁護士会によるユニークなプロジェクトとなった。

後者は、貧困層への司法サービスの機会保障（access to justice）の視点から、カンボジア王国における法律扶助制度の確立に向けた制度調査および将来の提言が主たる事業である。現地で東南アジアの弁護士を招聘してアジア法律扶助会議を開催し、国連人権高等弁務官の地域代表も参加して、有意義な会議であった²。

(c) カンボジア弁護士養成

さらに、日弁連は、JICA からの委託事業（開発パートナー事業）として2002年9月から3年間にわたる「カンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト」を受託し、中断していた弁護士養成校（正式名称は、「Center for Lawyers Training and Professional Improvement of the Kingdom of Cambodia」）を復活させ、その後のプロジェクト継続期間を合わせた5年間で総勢約180名のカンボジア弁護士を養成した。このプロジェクトでは、日弁連では、カリキュラム・テキスト作りについて既に助言し、各科目毎にチューターを配置して技術指導を実施し、学校の運営についても、適宜助言を開始している。例えば、場所の調達でも、日弁連が大学関係者と交渉して側面から支援しており、職員の採用面接にも立ち会った。さらに、入学試験についても、公正な試験の実施方法について助言するとともに、試験当日はオブザーバーを派遣した。それ以外でも、資材の調達など幅広く支援してきた。また、リーガルクリニックを併設し、学生が実際に事件に触れる機会を設けた。また、このプロジェクトでは、カンボジア弁護士の継続教育およびジェンダー・トレーニングも実施した。

さらに、2007年12月から、日弁連が JICA から委託を受けて、弁護士養成校の支援を再開したところである。

(2) ベトナム

ベトナムの法制度整備に関する JICA の重要中枢技術支援活動でも、同プロジェクトの国内支援委員会に委員を派遣し、また JICA 現地長期専門家としてこれまで10年にわたり合計5名の会員が勤務している。さらに、同国での JICA 主催のセミナーおよび本邦での研修に、多くの会員が講師として参加してきた。

ベトナムのプロジェクトも、民法などの立法支援と法曹養成に分かれる。今年になり、統一弁護士会の設置に向けた手続が現地でなされているが、日弁連としては情報収集につとめている。

(3) ラオス

日弁連では、2000年5月に同国に関する司法調査を実施した。その結果も踏まえて以下のような協力活動を実施している。

² その結果、カンボジアに政府から法律扶助制度に資金が拠出されるようになった。

JICA の同国に対する国際司法支援プロジェクトに協力し、これまで短期および長期の専門家として会員がそれぞれ1名現地で活動してきた。また、法務総合研究所からの要請によるラオスなどの研修に講師を派遣してきたが、現地の弁護士数はいまだ100名に達しない。日弁連は、今後の同国の弁護士育成に協力できる方途を模索している。

(4) モンゴル

モンゴルでは、JICA の弁護士会強化計画プロジェクトが4年間にわたり実施され、合計2名の会員が JICA 長期専門家として、現地で勤務してきた。特に、モンゴルの弁護士会の調停センターの支援では、日本での研修を含めてセンターの強化に助言している。また、2007年1月には同国で開催された国際人権条約セミナーに会員2名が講師として派遣された。

(5) インドネシア

インドネシアでは、2007年から JICA の和解調停強化支援プロジェクトに会員1名が赴任して、現地の最高裁判所などのカウンターパートと和解調停規則の作成および調停人の育成プロジェクトを行っている。

(6) 中国

中国のプロジェクトは開始されたばかりである。中国の民事訴訟法および仲裁制度の改善について協力するプロジェクトで、日弁連からは委員を派遣し、また現地にも JICA 長期専門家として会員1名が赴任している。

(7) 個別プロジェクト

日弁連では、2004年から毎年海外技術者研修協会 (AOTS) の本邦研修事業に応募して、特にアジアの途上国 (上記の各国の他、ウズベキスタン、東チモール、インドなど) から法曹を招聘して研修を実施してきた³。また、日弁連は、国際法曹協会 (IBA) ・シンガポール弁護士会・及び JICA との共催により、2007年10月にシンガポールで司法へのアクセスに重点を置いた途上国弁護士会能力強化支援プログラムを実施した。

(8) 日弁連会員による活動

さらに、日弁連の活動とは別に、日弁連の会員が国際司法支援活動に参加している例も多い。

例えば、日本国内でのアジア開発銀行セミナーなどに対する講師派遣の他、これまで日弁連の会員が、国際開発法研究所 (「IDLI」) のマニラオフィスで職員として勤務したこともある。また、欧州復興開発銀行 (「EBRD」) にはこれまで合計3名の会員がその法務部に勤務し、模範担保法の起草等に関与した。東ティモールに国連ボランティアの一員として長期に滞在し、支援協力活動に従事している会員もいた。JICA のウズベキスタン破産法プロジェクトに現地で専門家として参加した会員もいた。また、カンボジアの総選挙の監視活動に参加した会員もいる。

³ 2004年度は「アジアの競争法」、2005年度は「国際仲裁」、2007年度は「コーポレートガバナンス」がテーマであった。

(9) 今後の展開

日弁連は、今後国際的な法曹団体や各国の法曹団体と国際司法支援の分野でも協力を拡大していくことを検討している。

日弁連は、International Bar Association（「IBA」）の団体会員として、これまで同団体の人権活動に幅広く参加してきた。2007年には、紛争解決直後の国々に対する平和構築活動の一環としての国際司法支援活動を実施することを目的として、IBAが助力して設立されたInternational Legal Assistance Consortium（「ILAC」）の正式団体会員となり、積極的に参加するとともに、2008年度には、国連民主主義基金からの助成資金により、イラクの弁護士に対する国際人権法・人道法のトレーニングプロジェクトをIBAと共に実施することを予定している。

また、米国法曹協会（ABA）は、国際司法支援の分野で中東欧司法支援イニシアチブ（CEELI）プロジェクトなど歴史のある活動と充実した組織を有しているが、日弁連ではABAと協議を通じ、同団体が国連開発援助（UNDP）とともに実施するUNDPプロジェクトに積極的に協力してきたが、今後この協力を強化することを検討している。

2. 日弁連による支援体制整備

日弁連では、上記のような活動の広がりに対応し、かつ有意で適任の人材を派遣できるように組織・人・資金面での基盤整備を行っている。また、アジア地域の弁護士会との交流を深め、国際司法支援の分野でも有効な協力活動を行う努力もしている。以下、詳述する。

(1) 国際交流委員会国際司法支援センター

国際交流委員会では、部会としての国際司法支援センターを設置し、国際司法支援に機動的に対応できる組織作りを行っている。同センターには委員・幹事合わせて25名ほどの会員がこの分野での活動に従事し、事務局も設置している⁴。同委員会は、国際的な事項について日弁連執行部を補佐している国際室とも緊密に連携し、日弁連全体でのプロジェクトを実施している。

(2) 日弁連国際司法支援活動弁護士登録制度

日弁連は、国際司法支援活動に参加する会員のプールとして、1999年9月に「国際司法支援活動弁護士登録制度」（「登録制度」）を設立した。日弁連は、数々の会員の派遣に対する要請に応え、より良い支援活動を実施するために、日弁連が情報の基地（ハブ）となって国際司法支援活動に参加する会員間の情報の交流・交換の機会を提供できるように登録制度を設立したのである。

日弁連では、登録制度に登録を希望する会員の登録申込について、データベースに入力した上でこれを管理している。国際司法支援活動に関して、国際機関、諸外国等から会員の推薦の依頼があった場合は、登録された会員に対してその情報を提供して

⁴ もっとも弁護士は、日常業務に従事しながらの活動になるので、あくまで委員会の活動は所謂プロボノ活動に属する。

希望者を募るか日弁連が登録者の中から適当な人材を推薦することになる。現在、この登録制度には約150人の会員が登録しており、実際にJICA長期専門家などの派遣に有効に活用されている。今後は、同制度の登録会員を増やすと共に、専門分野ごとの類型化などのより効率的なデータベース化を目指している。

(3) 国際司法支援に関する研修会

日弁連では、国際司法支援活動に興味がある会員を集め、JICA、国連人権難民高等弁務官事務所から外部講師を招聘し、「国際補償委員会と個人補償」、「難民の国際保護」「ODA と法整備」「日弁連の法整備活動」などのテーマで国際司法支援に関する研修会を開催している。

(4) 国際協力活動基金

国際司法支援も活動資金がなければ充実した活動はできない。日弁連は、非営利法人であり、会員からの会費でその活動が賄われている以上、国際交流委員会の予算の中でしか活動資金を支弁できない。そこで、先に述べたJICA開発パートナーシップ事業のように外部からの資金を調達する必要がある。そのためには、事業の会計が一般会計とは切り離されて管理され、その処理が透明でなければならない。そこで、日弁連では、2001年3月に「国際協力活動基金」を設置し、同基金のもとで国際司法支援活動資金が管理されている。

(5) アジア弁護士会会長会議 (POLA)

アジアにおける弁護士会の会長会議が毎年開かれ、2008年で19回目を迎える。第1回および第10回の会議は日弁連が主催し、同会議の情報センターとしての役割を日弁連が担っている。同会議では、アジアで起こっている法曹界全体の問題について幅広く討議し、人的交流の場ともなっているが、日弁連が国際司法支援を実施する上での情報収集にも役立っている。